



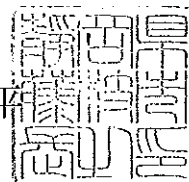
一般廃棄物（ごみ）処理業許可証

住 所 藤枝市前島1丁目9番34号

氏 名 (株)エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹

平成26年3月4日 付け申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

平成26年4月1日
藤枝市長 北村正平



記

住所または所在地	藤枝市前島1丁目9番34号
氏名又は名称及び代表者氏名	(株)エコライフアシスト 代表取締役 阿井 徹
取り扱う廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（ごみ） ー可燃ごみ、紙くず、瓶、缶、ペットボトル、不燃物ー ・特定家庭用機器再商品化法対象物
業 務 の 内 容	収集・運搬
業 務 の 区 域	藤枝市全域
許 可 の 期 限	平成28年 3月31日
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令遵守 ・毎月10日までに翌月の業務計画書及び前月分の業務状況報告書を提出すること ・一般廃棄物の保管は禁止する ・特定家庭用機器再商品化法対象物とは「特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定めるもの」とする ・収集車両の車庫について、車両が収納でき、外界と完全に遮断
変 更 の 履 歴	



第6号様式（第7条関係）

藤生環指第1号
平成25年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 藤枝市前島一丁目9番34号
氏 名 株式会社 エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹

平成25年3月15日付け申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

平成25年 4月 1日
藤枝市長 北 村 正 平



記

住所または所在地	藤枝市前島一丁目9番34号
氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社 エコライフアシスト 代表取締役 阿井 徹
取り扱う廃棄物の種類	廃プラスチック類 動植物性残さ（生ごみ）
業 務 の 内 容	破碎・溶融（廃プラスチック類） 肥料化処分（動植物性残さ）
業 務 の 区 域	_____
許 可 の 期 限	平成27年3月31日
許 可 の 条 件	・関係法令遵守



一般廃棄物処理業許可証

住 所 藤枝市前島1丁目9番34号

氏 名 株式会社 エコライフアシスト

代表取締役 阿井 徹

生年月日 昭和38年7月30日

平成25年2月25日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成25年3月4日

焼津市長 中野 弘道



記

- | | |
|--------------|--|
| 1 許 可 業 務 | 一般廃棄物の収集・運搬 |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物 |
| 3 有 効 期 間 | 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで |
| 4 作 業 区 域 | 焼津市全域 |
| 5 許 可 の 条 件 | <p>①一般廃棄物の保管は禁止する。</p> <p>②取扱特定家庭用機器は一般家庭から排出されたものとする。</p> <p>③特定家庭用機器とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。</p> <p>④収集運搬に際して、生活環境の保全に支障を生じさせないこと。</p> <p>⑤実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。</p> <p>⑥毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。</p> |



様式第6号（第5条関係）

一般廃棄物処理業許可証

島生環 890 号

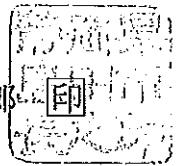
平成25年3月13日

所在地 静岡県藤枝市前島一丁目9番34号

名称 株式会社 エコライフアシスト

代表者 代表取締役 阿井 徹 様

島田市長 桜井 勝 郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定により、次の条件を付して許可する。

1 業務の内容	(1) 収集 (2) 運搬
2 取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (ごみ)
3 許可期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
4 その他の条件	1、島田市及びごみ処理施設の職員の指示に従うこと。 2、次に掲げるものをごみ処理施設に搬入してはならない。 ① 島田市の指定袋を使用していない廃棄物 ② 他市町村より排出された廃棄物 ③ 産業廃棄物、特別管理一般廃棄物 ④ 島田市の基準による分別収集がされていない廃棄物 ⑤ 中間処理や埋め立てに障害となる廃棄物 3、廃棄物処理手数料については、担当職員の指示に従うこと。 4、廃棄物の収集・運搬等の手数料は適正な額とすること。 5、運搬車両は常に清潔に保つこと。 6、運搬車両や契約事業者等の変更があった場合、すみやかに届け出ること。 7、一時的に生じた多量の廃棄物を搬入する場合には、事前に連絡し承認を得ること。 8、業務状況報告書を毎月(翌月10日までに)提出すること。 9、手数料等の公共料金は期限内に納付すること。



様式第2号（第5条関係）
許可第25-16号

一般廃棄物処理業許可書

住 所 静岡県藤枝市前島1丁目9番34号
氏 名 株式会社エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹

平成26年3月5日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

平成26年 3 月 1 1 日

吉田町長 田 村 典 彦



記

- 1 取扱一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
(し尿及び浄化槽汚泥又は感染症でないものに限る。)
- 2 業務の内容 一般廃棄物の収集・運搬
- 3 有効期間 平成26年4月1日から
平成28年3月31日まで
- 4 営業の区域 吉田町全域
- 5 その他（環境衛生上必要な条件）
 - (1) 関係法令を遵守すること。
 - (2) 毎月10日までに前月分の収集運搬実績報告書を町長あて提出すること。
 - (3) 吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及びリサイクルセンター（以下「清掃センター等」という。）へは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。
 - ア 業務の実施について、町長若しくは吉田町牧之原市広域施設組合管理者から指示があったときは、これに従うこと。
 - イ 一般廃棄物は、あらかじめ指定された区分ごとに分別した後、清掃センター等へ搬入すること。
 - (4) 申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長と協議し、必要な手続きを行なうこと。



牧之原市許可第24-14号

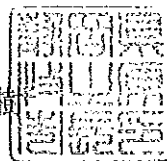
一般廃棄物処理業許可証

住 所 静岡県藤枝市前島1丁目9番34号
氏名又は 株式会社 エコライフアシスト
名 称 代表取締役 阿 井 徹

平成25年3月11日付けの一般廃棄物処理業許可申請について牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により下記のとおり許可します。

平成25年 3月13日

牧之原市長 西 原 茂 植



記

- 1 取扱一般廃棄物の種類 生ごみ類、紙くず類、缶類、瓶類、ペットボトル類、その他不燃物類（感染性でないものに限る）
- 2 業務の内容 一般廃棄物の収集運搬
- 3 有効期間 平成25年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで
- 4 営業区域 牧之原市内
- 5 条 件（生活環境の保全上必要な条件）
 - (1) 生活環境の保全上支障のないよう留意すること。
 - (2) 帳簿を整備しておくこと。
 - ① 収集又は運搬年月日
 - ② 収集区域又は受入先
 - ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量※ 帳簿は5年間保存しておくこと。
※ 上記①②③は、一般廃棄物の種類ごとに記載整備しておくこと。
 - (3) 年間計画書を各センターに提出すること。（運搬量等）
 - (4) 一般廃棄物月別収集運搬量の実績について、毎月1日から末日までの分をまとめて、翌月の10日までに各センターに報告すること。
 - (5) 各センターへは、許可を受けている営業区域以外の廃棄物を搬入しないこと。また、搬入物の種類等については、各センターの指示に従うこと。
 - (6) 申請内容（排出事業所を含む）を変更しようとするときは、事前に市と協議し、必要に応じ変更承認申請を提出すること。
- 6 許可の更新又は変更の状況
平成21年 3月30日 更新許可
平成23年 3月23日 更新許可



様式第2号(第5条関係)

御環許可第24-6号
平成25年2月20日

一般廃棄物処理業許可証

住所 静岡県藤枝市前島1丁目9番34号
氏名 株式会社エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹
電話 054-637-0053

平成25年2月18日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、御前崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

御前崎市長 石原 茂 雄



記

1. 取扱一般廃棄物の種類 生ごみ類、紙くず類、缶類、瓶類、ペットボトル類、
その他不燃物類(感染性でないものに限る)
以上6品目。
2. 業 務 の 内 容 事業系一般廃棄物の収集、運搬(積替え、保管行為を除く。)
3. 有 効 期 限 平成25年3月11日から
平成27年3月10日まで(2年間)
4. 営 業 区 域 御前崎市内全域
5. そ の 他 環境衛生上必要な条件
 - (1) 業務遂行にあたっては関係法令等を遵守し環境衛生上支障のないよう万全を期し、適正な運搬及び処理を行うこと。
 - (2) 年間計画書を環境保全センターへ提出すること。(排出事業所・運搬量等)
 - (3) 帳簿を整備しておくこと。(帳簿への記載事項)
 - ①収集又は運搬年月日
 - ②収集区域又は受入先
 - ③運搬方法及び運搬先への搬入量*帳簿は5年間保存しておくこと。
*上記①②③は一般廃棄物の種類ごと記載整備しておくこと。
 - (4) 環境保全センターへは営業区域以外の廃棄物を搬入してはならない。
*上記(4)の事実を確認した場合は許可取り消し処分とする。
 - (5) 申請内容(排出事業者含む)を変更しようとするときには事前に市と協議すること。
 - (6) 搬入するときは環境保全センターの職員の指示に従うこと。



許可番号第10216号

平成25年4月1日

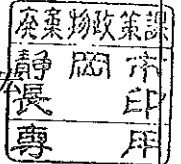
住 所 藤枝市前島一丁目9番34号
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 株式会社 エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹 様
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物収集運搬業許可証

上記の者は、次の一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（第7条の2第1項）の規定による許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 田辺 信宏



1 事業の範囲

（1）業務の内容

運搬（特定家庭用機器再商品化法対象物の指定引取場所への積卸し） 以上

（2）取り扱う一般廃棄物の種類

特定家庭用機器再商品化法対象物 以上

2 業務の区域

—

3 許可の期限

平成27年3月31日

4 許可の条件

（1）積替え及び保管行為は禁止する。

（2）その他裏面記載の事項の遵守

5 変更等の状況

許可の条件

- 1 一般廃棄物の収集・運搬にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例及び静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。
- 2 一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭が漏れるおそれのない収集運搬車両・運搬容器とすること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬を適確に遂行するに足りる能力であること。
- 4 処理業の許可を受けた者が許可の申請書に記載した事項を変更した時は、その理由を付して市長に届け出ること。(変更から10日以内)ただし、事業の範囲に変更を生ずるときは、新規に許可の申請をしなければならない。
- 5 処理業の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5の規定による帳簿の記載並びにその保存をしなければならない。
- 6 処理業の許可を受けた者は、毎月10日までに前月中における業務状況の報告書(様式第12号)を市長に提出すること。
- 7 一般廃棄物の収集運搬には、許可申請書に記載された収集運搬車両(別表)を使用し、収集運搬車両の車体には、事業所名を明記のうえ、静岡市一般廃棄物収集運搬車許可番号第〇〇〇〇〇号と表示すること。
- 8 静岡市への搬入条件
 - (1) 搬入できる廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。
 - (2) 搬入できる施設は、特定家庭用機器再商品化法対象物指定引取場所に限る。

別表

車両番号	種別	車体形状	最大積載量	車両番号	種別	車体形状	最大積載量
静岡 100 あ 4495	普通	キャブオーバ	2000 kg				

※ この許可の条件に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は、期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。



第02202/120130号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県藤枝市前島一丁目9番34号

氏 名 株式会社 エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太

許可の年月日 平成22年 7月25日

許可の有効年月日 平成27年 7月24日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	7月25日	新規許可
平成22年	7月27日	更新許可
平成23年	7月28日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



第0222\1120130号

産業廃棄物処分業許可証

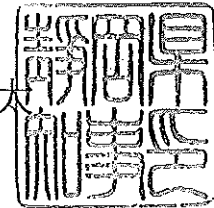
住 所 静岡県藤枝市前島一丁目9番34号

氏 名 株式会社 エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成24年12月27日

許可の有効年月日 平成29年12月26日

1. 事業の範囲

中間処分
破砕処分—廃プラスチック類
溶融処分—廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
肥料製造処分—汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ
圧縮処分—金属くず

2. 事業の用に供する全ての施設

別に記載のとおり

3. 許可の条件

平成23年1月18日付け農共第4-32号静岡県経済産業部農山村共生課長通知「特殊肥料生産業者届について」に記載された事項を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年12月27日	新規許可
平成25年4月11日	更新許可
平成25年6月26日	施設変更
平成25年9月18日	施設変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

<施設の種類> : 破碎施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2400番7
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>
・ 廃プラスチック類 4.61 t/日 (8.0時間)

<施設の種類> : 圧縮施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2400番7
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>
・ 金属くず 21.62 t/日 (8.0時間)

<施設の種類> : 溶融施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2400番7
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>
・ 廃プラ (発泡スチロールに限る。) 0.82 t/日 (8.0時間)

<施設の種類> : 肥料製造施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2254番1 外1筆
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>
・ 汚泥 4.05 t/日 (24.0時間)
・ 廃酸 1.81 t/日 (24.0時間)
・ 廃アルカリ 1.81 t/日 (24.0時間)
・ 動植物性残さ 4.47 t/日 (24.0時間)

<施設の種類> : 肥料製造施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2254番1 外1筆
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>
・ 汚泥 4.05 t/日 (24.0時間)
・ 廃酸 1.81 t/日 (24.0時間)
・ 廃アルカリ 1.81 t/日 (24.0時間)
・ 動植物性残さ 4.47 t/日 (24.0時間)



<施設の種類> : 肥料製造施設
<設置の場所> : 静岡県藤枝市高柳字堂下2254番1 外1筆
<設置年月日> : 平成25年 6月26日
<設置許可年月日> : -
<設置許可番号> : -

<産業廃棄物の種類及び処理能力>

・汚泥	8.94	t/日	(24.0時間)
・廃酸	3.99	t/日	(24.0時間)
・廃アルカリ	3.99	t/日	(24.0時間)
・動植物性残さ	9.85	t/日	(24.0時間)



生産業者保証票

登録番号 生第91739号

肥料の種類 汚泥発酵肥料

肥料の名称 アイちゃん1号

原料の種類 食品工業汚泥

材料の種類及び名称 未使用

正味重量 k g

生産した年月 包装資材中段に記載

生産業者の指名又は名称及び住所

株式会社エコライフアシスト

静岡県藤枝市前島一丁目9番34号

生産した事業場の名称及び所在地

株式会社エコライフアシスト 高柳リサイクルセンター

静岡県藤枝市高柳2255番地

主要な成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）

窒素全量 3 %

りん酸全量 2 %

加里全量 0.5 %

銅全量 300 mg/kg

亜鉛全量 150 mg/kg

石灰全量 1.5 %

炭素窒素比 8

静岡県藤枝市前島一丁目9番34号
株式会社エコライフアシスト
代表取締役 阿井 徹



様式第7号 (第7条関係)

川本生健第562号
平成27年1月30日

住 所 静岡県藤枝市前島一丁目9番34号
氏 名 株式会社エコライフアシスト
(名称及び代表者) 代表取締役 阿井 徹 様

川根本町長 鈴木 敏夫



一般廃棄物収集運搬業許可証

平成27年1月27日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び川根本町廃棄物の処理及
び清掃に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり許可します。

記

(1) 事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物の収集運搬
	一般廃棄物の種類	一般廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物
(2) 業務の区域	川根本町全域	
(3) 許可の有効期限	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	
(4) 許可の条件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 「川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する 条例及び規則」を遵守すること	



一般廃棄物処理業許可証

住 所 焼津市相川2098番地

氏 名 株式会社 チューサイ

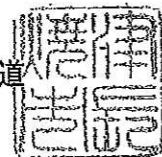
代表取締役 渡辺 和良

生年月日 昭和40年12月16日

平成26年12月22日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

平成26年12月26日

焼津市長 中野 弘 道



記

- | | |
|--------------|--|
| 1 許可業務 | 中間処理（固形燃料化処分） |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、使用済み紙おむつ、木くず |
| 3 有効期間 | 平成27年1月1日から平成28年12月31日まで |
| 4 作業区域 | 焼津市 |
| 5 許可の条件 | ①関係法令を遵守すること。
②処理能力は4.76t/日以下とすること。 |

